

令和3年4月28日

保護者各位

関西高等学校 奨学金係

日本教育公務員弘済会給付奨学金要項の配布について

晩春の候、保護者の皆様にはますます健勝のことと、お喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記奨学金について申込ご希望の方は、以下のとおり要項の配布を行いますので、お早目に取りに来て頂きますよう、お願ひ致します。応募資格等は別添資料をご確認下さい。

なお、学校からの推薦人数に限りがあり、応募者多数の場合は学内選考することになりますので、予めご了承頂きますよう、宜しくお願ひ致します。

要項の配布のみですので、保護者の方が来られなくても、ご子息が取りに来て下されば大丈夫です。又、ご来校の際は、感染症対策に十分配慮していただきご来校下さいますよう、重ねてお願ひ申し上げます。

記

☆ 配布場所 本館1階事務室

/☆ 配布時間 平日 9時～16時30分

☆ 申込書類校内提出締切 令和3年5月21日(金)

給付奨学生募集要項

1 楽　　旨

勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な高校生に対し、奨学金を給付することにより社会に有為な人材の育成に資する。

2 応募資格等

保護者が県内に居住しており、県内の高等学校等（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校第1～3学年、専修学校高等課程及び当会が特に認める学校を含む）に在籍する生徒で、品行方正、成績優秀で学業に耐え得る者。

但し、過去に当財団又は一般財団法人岡山県教育会が奨学金を給付した生徒を除きます。なお、当財団は他の団体の奨学金との併願でも応募できますが、団体によっては併願・併給を認めていない場合があります。他の団体の奨学金を既に受給している場合や今後申請を希望する場合、応募先の団体の要項等を必ずご確認ください。

- (1) 学業成績 前年度（第1学年の場合は中学校最終学年のもの）の全教科の5段階評定平均が3.5以上の者。但し、基準に満たなくても経済状況等を勘案して採用する場合があります。
- (2) 給付基準 「給付奨学生付属調査票」及び「給付奨学生推薦書」等により、家庭の事情を参照し、奨学金の使途が適正である者。

3 給付金額等

奨学生1人につき10万円。但し、同一生徒について給付は在学中に1回のみ。定員は予算の範囲内で年度ごとに決定します。

4 募集期間

毎年4月1日から6月10日

応募締切日が土日祝日にあたる場合は、その直前の平日を締切日（必着）とします。

5 応募手続き等

推薦は各学校3名以内とし、校長を経て書類を提出してください。

(1) 提出書類

次のうち、①～③は、毎年4月に該当の校長宛て送付します。生徒本人並びに生徒の親権者は、①及び②を記入し、⑤を添えて学校に提出してください。

学校は、③及び④を作成し、その他の書類とあわせて当財団に提出してください。

- ① 納付奨学生申請書
- ② 納付奨学生付属調査票
- ③ 納付奨学生推薦書
- ④ 成績証明書

*前年度の全教科の5段階評定がわかるもの。なお、第1学年の生徒を推薦する際、中学校の成績証明書の発行が難しい場合は、別紙「成績証明書」に記入し、校長の証明印を押印のうえ、ご提出ください。

- ⑤ 収入に関する証明書（市町村の所得証明書又は源泉徴収票等。コピー可。）

*前年（令和2年1月～12月まで）の収入額の記載があるもの。源泉徴収票の場合は令和2年分のもの、市町村の所得証明書の場合は令和3年度の所得証明書をご提出ください。市町村によっては、6月以降の発行となる場合がありますのでご留意ください。

- (2) 書類提出先 〒703-8258 岡山市中区西川原255番地

公益財団法人日本教育公務員弘済会岡山支部 納付奨学金係

TEL (086) 272-1909

FAX (086) 272-1781

6 選考・送金

選考委員会を経て決定し、毎年7月中に各校長あてに通知、送金します。奨学金は、校長から奨学生本人に交付していただくこととします。

7 その他の

- (1) 奨学金の給付を受けた者は、学校卒業後、速やかに「給付奨学生成果報告書」を支部長に提出してください。なお、報告書の記載内容については、当財団が公表できるものとします。
- (2) 奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに奨学金を返還するものとします。
 - ① 奨学金を給付目的以外に使用したとき。
 - ② 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき。
 - ③ その他、奨学生としてふさわしくない行為があったとき。
(休学、転学、留年等が適当でないとき。在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき。)
- (3) この要項に定めのない事項については、公益財団法人日本教育公務員弘済会岡山支部長が別に定めるものとします。